

Q5-2:労働者保険制度(従業員の享受できる範囲と会社負担)について

1. 労働者保険

労働者保険は普通事故保険と職業災害保険の2種類に分けられます。

<普通事故保険>

出産育児給付、傷病給付、障害給付、老齢給付および死亡給付を受けるための保険

<職業災害保険>

傷病給付、医療給付、障害給付および死亡給付を受けるための保険

満15歳以上60歳以下の労働者のうち、以下の条件を満たす者は国籍を問わず労働者保険に加入しなければなりません。

- (1) 5人以上を雇用する公営あるいは民間の工場、鉱石場、塩田、農場、牧場、造林された土地、茶園などで働く労働者および交通、公共事業の労働者
- (2) 5人以上を雇用する会社、商店などの労働者
- (3) 5人以上を雇用する新聞、文化、公益および共同事業の労働者
- (4) 法により公務員保険あるいは教職員保険に加入できない政府機関および学校の職員
- (5) 漁業生産に従事する労働者
- (6) 政府の認可を受けている職業訓練機構で訓練を受ける者
- (7) 一定の雇用者のいない、あるいは自営業で職業組合に加入している者
- (8) 一定の雇用者のいない、あるいは自営業で漁業組合の甲類会員

以下の者も、労働者保険に加入することができます。

- (1) (1)から(8)以外の労働者
- (2) 5人未満を雇用する上記1.(1)から(3)の労働者
- (3) 実際に労働に従事する雇用者
- (4) 船員総組合あるいは船長組合会員の遠洋漁業の船員
- (5) 仕事の性質および環境が心身の健康を損ねないと管轄官庁が認めた15歳未満の労働者

なお、複数の雇用者のもとで働いていて、かつ各々で上記の加入条件に合致する場合、それぞれにおいて労働者保険に加入しなければなりません。また、加入当時5人以上の労働者がいてその後4人以下になった場合でも、継続して加入し続けなければなりませんので留意が必要です。

実務上、日系企業においては加入義務要件の5人未満の組織であっても、多くの会社が加入する傾向にあります。

2. 就業保険

就業保険加入者は、給付条件に合致した場合、労働者保険局に申請して以下の給付を受けることができます。

- ・ 失業手当
- ・ 早期就業奨励手当
- ・ 職業訓練生活手当
- ・ 育児休暇手当
- ・ 失業した被保険者およびその被扶養者の全民健康保険料補助

就業保険の加入対象者は、満15歳以上65歳以下の労働者のうち、以下の条件を満たす者が対象となります。

- (1) 台湾籍を有する者
- (2) 台湾籍を有する者と結婚し、かつ居留証明(日本人の場合、外国人居留証)を得て合法的に台湾で働く外国籍の者、中国に戸籍のある者、香港人およびマカオ人

ただし、以下に該当する者は加入できません。

- (1) 法により公務員教職員保険あるいは軍人保険へ加入すべき者
- (2) 既に労働者保険の老齢給付あるいは公務員教職員保険の養老給付を受けた者
- (3) 法人登記を免除され、かつ法人税が課されていない、あるいは法により登記を免除され、かつ統一發票購入証のない雇用者または機構に雇用されている者

労働者保険の加入申請時、就業保険の加入対象者であれば就業保険への加入手続きも同時になされます。ただし、労働者保険と就業保険の加入対象者は必ずしも一致していません。

3. 就業保険

賃金立替補償基金賃金支払いが滞った場合に企業に代わって賃金を補償するための基金です。清算、破産宣告に伴い労働契約に基づく賃金支払いが滞った場合、6ヶ月分を上限として賃金立替補償基金から労働者に立替払いされます。

保険の種類		保険料率	負担の割合		
			本人	事業主	政府
労働者 保険	普通事故保険	8.5%	20%	70%	10%
	職業災害保険	0.18%	—	100%	—
就業保険		1%	20%	70%	10%
賃金立替補償基金		0.025%	—	100%	—

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。